

第1章 計画策定にあたって

1 趣旨

本県では、平成10年以降、自殺者が300人を超える状況が続いており、平成18年に制定された自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）及び平成19年に策定された自殺対策の指針である自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）を受け、保健、医療、福祉、教育、労働等、関連施策との連携の下、自殺対策を推進することを目的に「沖縄県自殺総合対策行動計画」を平成20年3月に策定しました。

本県の自殺者数は、平成24年に300人を下回り、平成29年に至るまで、その状況を維持しています。しかし、いまだ年間200人を超えており、1週間におよそ5人の方が自殺に追い込まれているという非常事態であることに変わりありません。

国は、自殺対策の更なる推進のため、平成28年に基本法を改正、平成29年に大綱の見直しを行い、自殺対策を生きることの包括的な支援として、関連施策との有機的な連携の下、対応の段階に応じた対策を効果的に連動すること等を基本方針として掲げ、「子ども・若者の自殺対策」や「勤務問題による自殺対策」等が、当面の重点施策として新たに加えられました。

本県においても、国の流れを踏まえ、自殺対策の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、「第2次沖縄県自殺総合対策行動計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2 位置づけ

本計画は、基本法の基本理念にのっとり、同法第13条第1項に基づき、策定するものです。

また、本計画は、本県の総合計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」やその他の関連計画との整合性を図りつつ、策定しています。

3 期間及び進行管理

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とし、基本法、大綱、地域の実情の変化等を踏まえ、概ね5年を目途に計画の見直しを行います。

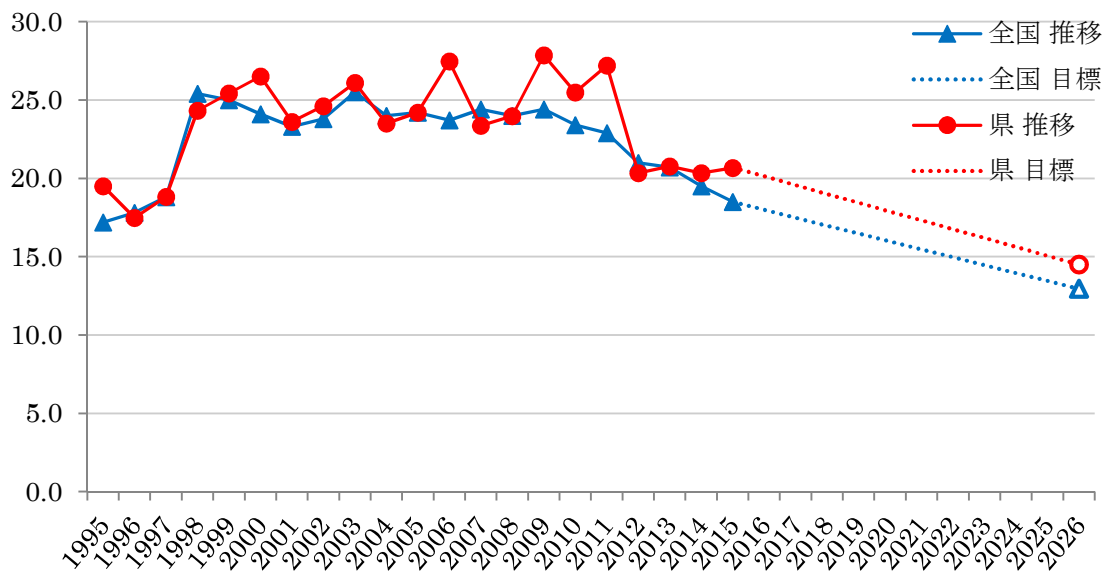
4 数値目標

国は、大綱において「平成 38 年（2026 年）までに、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という。）を平成 27 年（2015 年）と比べて 30% 以上減少させる」としています。

本県においても、国と同様に 10 年後の自殺死亡率を平成 38 年（2026 年）までに平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させることを目標とし、平成 27 年（2015 年）の自殺死亡率は 20.7 であることから、平成 38 年（2026 年）の自殺死亡率を 14.5 以下にすることを目指します。（図 1）

2026 年までに自殺死亡率を 14.5 以下にする
(2026 年までに 2015 年と比べて 30%以上減少させる)

図 1 自殺死亡率の推移と目標



資料：厚生労働省「人口動態統計」

【参考】自殺対策基本法の概要

<目的>

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

<基本理念>

- ・自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施
- ・自殺対策は単に精神保健的観点だけでなく、自殺の実態に即して実施
- ・自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じて実施
- ・保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携の下、総合的に実施

<国の責務>

基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、実施する

<地方公共団体の責務>

基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する

<基本的施策>

- ・調査研究の推進等
- ・国民の理解の増進
- ・人材の確保等
- ・心の健康の保持に係る体制の整備
- ・医療提供体制の整備
- ・自殺発生回避のための体制の整備等
- ・自殺未遂者に対する支援
- ・自殺者の親族等に対する支援
- ・民間団体の活動に対する支援

【参考】自殺総合対策大綱の概要

<基本理念>

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

<基本認識>

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ・地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルを通じて推進する

<基本方針>

- ・生きることの包括的な支援として推進する
- ・関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ・対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ・実践と啓発を両輪として推進する
- ・国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

<当面の重点施策>

- ・地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- ・国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- ・自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- ・自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- ・心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- ・適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- ・社会全体の自殺リスクを低下させる
- ・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- ・遺された人への支援を充実する
- ・民間団体との連携を強化する
- ・子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- ・勤務問題による自殺対策を更に推進する

<数値目標>

平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少